

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告

ページ

- | | |
|------------------------------------|------|
| ○ 特定調達契約の落札者の決定【契約室契約課】 | 1834 |
| ○ 道路位置の指定【建築都市局指導部建築審査課】 | 1835 |
| ○ 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】 | 1836 |
| ○ 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 | 1837 |

北九州市公告第500号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月4日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
コークス 220万キログラム
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市契約室契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年6月25日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社三誠商会
北九州市八幡東区西本町一丁目10番8号
- 5 落札金額
1キログラム当たりの金額 29.2円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成25年5月30日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第501号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を、次のとおり指定した。

平成25年7月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成25年7月4日 第654305号

2 申請者の住所及び氏名

北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号

第一交通産業株式会社 代表取締役 田中亮一郎

3 指定した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉北区下富野二丁目1 052番3	5.11	34.61

北九州市公告第502号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を、次のとおり指定した。

平成25年7月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成25年7月4日 第644301号

2 路線名

路線名	事業名	幅員 (m)	延長 (m)	起点	終点
都市計画道路3・2・108号室町大門線	室町大門線街路事業	31.00	160.00	北九州市小倉北区大門二丁目42番	北九州市小倉北区大門一丁目89番6

北九州市公告第503号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は意見書を北九州市長に提出することができる。

平成25年7月4日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル門司片上海岸店
北九州市門司区片上海岸95番15号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田久男
福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田久男
福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年2月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,488平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
269台
 - (2) 駐輪場の収容台数
32台
 - (3) 荷さばき施設の面積
182.85平方メートル
 - (4) 廃棄物の保管施設の容量
35.345立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口4箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

建物外北側 24時間

建物外南東側 午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成25年6月27日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市門司区清滝一丁目1番1号

北九州市門司区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成25年7月4日から同年11月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成25年11月5日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見